

第二次京都府戦略的地震防災対策推進プランの進捗管理について

○これまでの評価方法を踏襲

- ・「完了・定着化」「実施」「検討」「未着手」に分類。
- ・「完了」は定量的評価を行う事業、「定着化」は定性的評価を行う事業が対象。

○課題

- ・定量的評価を行う事業について、順調に進捗しているものと進捗が遅れているものとの区別をしていなかった。
- ・定性的評価を行う事業について、「定着化」と評価する基準が不明確であった。

1 定量的評価と定性的評価を明確化

従来どおり全ての事業を同様に進捗管理するのではなく、

- 数値目標を設定している事業については進捗度を適正に管理
 - 定性的な評価を行う事業（啓発事業等）については継続的に実施できていること等について評価を実施
- の2つに事業を分類して評価することとしたい。

2 定量的評価を行う事業について

- (1) 定量的評価が可能な事業については、できるだけ数値目標を設置
- (2) 毎年度、予定どおりの進捗度かどうかを評価
- (3) 住宅耐震化率の進捗管理

第二次戦略指針の特徴として減災目標に住宅の耐震化率を掲げ、推進していくこととしているが、住宅耐震化率に係る国の調査は5年ごとに実施されているため、毎年の経過が評価できない。

そのため、以下の計算方法（案）について、別途、専門家からの御意見を踏まえて、毎年住宅耐震化率を推計できるように改善し、評価を行うこととしたい。

【計算方法案（検討中）】

$$\text{H25 年度耐震性ありの件数} + \text{新築住宅着工件数} + \text{耐震改修補助件数}$$

$$\text{H25 年度住宅総数} + \text{新築住宅着工件数}$$

3 定性的評価を行う事業について

- (1) 「定着化」と評価する目安として、3年連続実施し、次年度以降も事業実施が見込まれることを基準とする。
- (2) 定性的評価を実施するため、府民一人ひとりの意識・行動の実態について、府民調査を行う。
(第二次推進プラン No. 74、No. 133 の具体事業)

実施に当たっては、中間評価時、最終評価時に反映できるような実施時期とする。

- 例) ・ 平時から災害や災害時の行動に関して学び、自助意識を高める (No. 73)
- ・ 家庭における防災対策を進める (No. 75)
 - ・ 府民の耐震化に関する意識の向上を図る (No. 125)
 - ・ 家具固定の実施状況 (No. 132)

4 その他

- (1) 市町村の実績について、毎年度、調査票により実績把握する。
- (2) 危機管理の国際規格の要求事項を満たしているか、毎年度、自己点検する。